平成七年（一九九五）二月
『おだわら―歴史と文化―』第8号抜刷

# 小田原藩における近世後期の改革と中間支配機構

## ――取締役と組合村をめぐって――

馬場弘臣

# 小田原藩における近世後期の改革と中間支配機構

## ——取締役と組合村をめぐって——

馬場弘臣

### はじめに

大久保忠真が推進した化政・天保期の改革が、近世後期の小田原藩政を考えていくうえで、重要な鍵を握っていることについては、いまさら言を新たにする必要もないであろう。実際忠真の改革については一定の研究蓄積もあり[1]、また近年自治体史編さんが盛んになるにつれて、次第にその諸政策についても明らかになりつつある。しかしながら、小田原藩の場合、根本となる藩政史料が失われていることもあって、個々の政策や改革の展開過程についてはなお不明な点が多く、その全体像についてもいまだ十分に明らかにされていないのが現状である。今後はまず第一に、史料の再吟味を含めて、改革を構成する一つ一つの政策を再検討するとともに、それらの諸政策を改革の全過程のなかに位置づけていく必要があろう。そうでなければ、忠真の改革、ひいては忠真という一藩主の個性が、化政・天保期という転換期の歴史的条件のなかで、どのように藩政を規定したのかを明らかにすることはできないと考える。現在のところ、これを全面的に展開するだけの準備はないが、本稿ではその一環として、地方取締り政策を中心とした民政改革の問題に焦点をあてることによって、こうした課題の一端に迫ることにしたい。

周知のごとく、近世後期の関東農村では商品貨幣経済の浸透にともなう奢侈の流弊や農村の荒廃、さらには天明の飢饉などを契機とする流民化現象、無宿・無頼の横行など、風俗の逸脱や治安取締りが大きな社会問題と化していた。こうした村や地域社会の動揺は、この時期の領主層が共通して抱えていた問題であり、忠真の民政改革の主眼が、そうした村や地域の秩序回復にあったことはいうまでもない。本稿ではこ

れらに対する具体的な政策として、取締役の設置と組合村について検討を加えていくが、これについては留意しておきたいいくつかの問題群がある。

まず第一は、幕府の関東取締出役および寄場組合との関係である。こうした社会情勢に対する対策として幕府は、文化二年(一八〇五)に関東取締出役を設置し、文政一〇年(一八二七)にはその下部組織として、関東一円に寄場組合を設定したが、その際小田原藩領は、「改革御手限り」ということで水戸藩・川越藩とともに寄場組合の設定を免除され、基本的には関東取締出役の関与も受けず、関係法令の伝達も「別達」とされた。それだけに「改革御手限り」の内実を明らかにすることは、こうした幕府の政策を別の視点から照射する意味でも重要であろう。(2)

第二は近年の中間支配機構研究に関してである。久留島浩氏らの一連の研究によって、幕領における中間支配機構の研究が大きく進展し、これにともなって組合村の研究についても一定度の整理が加えられている。(3) これに対して個別藩領の類似の組織についての研究が著しく遅れているのである。(4) 久留島氏らの研究を批判的に継承するためにも、個別藩領の研究を充実し、寄場組合の問題とともに、積極的にこれらの研究とリンクしていく必要があろう。

最後に第三点目として、藩当局が対峙していた村や地域社会の現実が検討されなければならない。しかしながら、小田原藩領の場合、史料の限界もあってより具体的に村や地域内部の動向を把握するのは困難である。そこで本稿では、主に藩当局の村方に対する認識を軸として、藩政の具体的な展開のなかにそれぞれの政策の変遷を位置づけていきたいと思う。

## 一　寛政一〇年の「取締役」設置令をめぐって

小田原藩の取締役については、従来の研究史では、文政元年(一八一八)に忠真が老中に就任した際に、農政改革の一環として領内の各筋ごと(後述)に一～二名の「郡中取締役」を設置したことがその嚆矢とされ、その後天保期には組合村ごとに一名が任命されたという。(5) しかしながら、現存する地方史料を子細に検討すれば、その呼称を含めて、こうした通説的理解そのものを見直す必要があることに気づかされる。まず取締役設置の端緒についても、藩の意向はともかく「取締役」と称する組織が設定されるのは、寛政一〇年(一七九八)のことである。これは同年の幕令を受けてのものであった。

四月一九日に出された地方役所からの廻状によれば、まず前段で、関東の「在方」における「通り者」と呼ばれる集団の横行を禁じた幕令を伝えている。(6) 彼らは「同類」を集め、「身持不埒之者」共を子分とし、長脇指を差し、目立つ衣類

を着て「不届之所業」におよんでいるという。とくに彼らが「角力渡世」などを行なうために、在方の風俗に悪影響をおよぼすというのである。「通り者」の横行は、まさに前述した関東農村の変容を象徴する存在であったといえよう。

本来この幕令では、この「通り者」禁令に統いて、「百姓風俗取締之ため」に、幕領・旗本領・寺社領は幕府代官によって、また大名領については領主によって、村役人や「身元宜者共之内」から「右体之取計可相成もの」＝「取締役」を選任すること、その職務として「百姓とも風俗不宜もの、又ハ無商売にて不宜所業を為候者、其外往還船着場等ニ不相応ニ家作いたし、召仕ニも無之、出所不慥男女等差置候類、何事ニよらす、都て村方之為ニ不相成もの共」を訴え出ることを申し渡している。[7] この幕令が「取締役」設置令と総称されるゆえんである。小田原藩の取締役もこの幕令を受けて設置されたものであるが、廻状では取締役の設置に関する条項以下が省略され、直接「取〆役之者」を組合村ごとに任命することを命じているのである。

小田原藩の組合村については、すでに明和期頃にはその設置が確認されるという。早い例では、安永一〇年(一七八一)三月付や寛政元年(一七八九)三月付の組合村議定書の存在が確認されるが、[8] 具体的な村の構成や動向がわかるのは文政期以降のことである。

さて、この「取締役」設置令については、松平定信の腹心で、定信失脚後の幕政を主導した勝手掛老中松平伊豆守信明の指導のもと、勘定奉行根岸肥後守鎮衛と石川左近将監忠房の両名によって申し渡されたことが確認できる。[9] これについて岩田浩太郎氏は、この「取締役」設置令が、関八州の幕領・大名領・旗本領・寺社領における村役人層や「身元宜者」＝地主・豪農層から「取締役」を選任することによって、幕府の勘定所を頂点とした関八州全域におよぶ「中間支配機構」の設定を企図したものとされている。[10] 岩田氏は、寛政改革の展開が「中間支配機構」の設定を必然化させていったという観点から、この掌握をめざした天明九年(一七八九)令、寛政四年(一七九二)の関東郡代伊奈忠尊の失脚、さらには文化二年(一八〇五)の関東取締出役設置、文政一〇年(一八二七)の寄場組合設置といった、一連の地方政策の展開のなかにこの「取締役」設置令を積極的に位置づけることを試みられているのである。実際これを契機として、個別藩領でも小田原藩以外に、下総関宿藩・佐倉藩・田中藩、上総関戸藩、下野宇都宮藩、武蔵川越藩などで取締役の設置が確認される。[12] また、幕領でも関東以外に信州でその所在が確認されている。[13]

ただ、実際には取締役の設置が少なく、設置されている場合も等閑となっていることが多いとして、寛政一二年(一八〇〇)には取締役の再設置令が出されている。[14] また、関東で

は享和三年(一八〇三)に松平信明が辞任した後、取締役の設置がほとんどみられなくなるという。[15] 今後取締役設置の実態とその歴史的意義については、さらに議論を深めなければならないと考えるが、少なくともその政策的意図とは別に、その徹底の度合いという観点からすれば、とくに個別藩領の場合、なお検討の必要があろう。[16]

それでは小田原藩領では具体的にどのような形で取締役が設置されたのであろうか。この点については次の史料に明らかである。[17]

取締役之者

板橋村　組頭　七　兵　衛
底倉村　同　五　兵　衛

右両人え今日
被仰付候

右之趣今日私共え被召出被　仰渡候ニ付、此段廻状ニ致シ相廻シ申候、兼て御村内え御申通シ可被成候

湯本村　名主　九　蔵
板橋村　名主　五左衛門
宮城野村　名主　市郎左衛門

村役人并ニ
取締之役之者共え

被仰渡之写

先達て相触候通従　公義村方え取締之儀被　仰出候ニ付、今般取締役之者申付候間、村役人は勿論、取締役之者共平日細心ヲ付、同類ヲ集メ通りもの抔と唱、身持不埒之者又は子分なと、号シ無縁之者抔抱置、或は長脇指等帯、目立候衣類を着シ、不届之仕業ニ及候もの、其外百姓之内風俗不宜もの、且無商売ニて不宜仕業ヲなし候もの、往還・船附場等不相応之家作致し、召仕ニも無之出所不慥男女等差置候類、都て何事ニよらす村為ニ不相成もの有之候ハ、早々可訴出候

午五月

右は御代官様ニて被仰渡候

まず「取締役之者」として、板橋村と底倉村の組頭が任命されたことを、湯本村・板橋村・宮城野村の名主が廻状にして村々に通達している。これらの村名からすれば、この対象となる組合村は、後に登筋組合と称する箱根周辺の村々をさすと思われる。もっとも登筋組合は一六か村であるが、この組合村が同じ範囲であるかは不明である。またこの廻状では、後段部分で村役人や取締役に対して、「通り者」や「其外百姓之内風俗不宜もの」などを訴え出るように命じた触書を伝えている。先の廻状でけずられていた幕令部分が改めて伝達

されたのである。

すなわち、小田原藩では幕府の「取締役」設置令の趣旨を遵守しながら、藩領独自の組合村を対象に、組頭クラスの村役人を若干名取締役として任命していたのである。これを伝える廻状が名主の名において発給されたことに示されるように、それは組合村の名主層の下部に位置し、したがって組合村を代表するというよりも、これに包摂されたものとして存在したとみることができよう。さらに小田原藩では、先の廻状と同様の廻状を駿河国駿東郡の飛び地で、当時御厨領と称した御殿場周辺の村々にも伝達しており、こうした飛び地領にも取締役を設置したことが確認される[18]。これは小田原藩が、相模国内の領地とともに駿河国駿東郡・富士郡、伊豆国田方郡・君沢郡の飛び地を城付領として、東筋・中筋・西筋の三筋に分けて支配していたことによるものと思われる（後述）。幕府の「取締役」設置令を受けて小田原藩では、これを三筋一円の地方取締り政策として援用したと考えられるのである。

ところでこの寛政一〇年（一七九八）の取締役設置に関しては、早くからその存在が知られていたにもかかわらず、これまであまり触れられることはなかった[19]。これは第一義的には、この取締役が藩領独自のものではなく、幕令を受けてのものであったこと、本稿で提示したような史料のほかにはその活動を具体的に示す史料がみつからないことによるものと思われる。また、寛政八年（一七九六）に家督を継いだ忠真が、家中に対して旧弊の改革を宣言するのが享和三年（一八〇三）七月のことであり[20]、この間は前藩主の忠顕が存命だったこともあって、暫定的な期間とみられていることもその一因であろう。さらに一一月にはこれに対応して、村方と僧侶などの宗教者に対して、質素倹約と風俗取締りに関する触を廻しているが[21]、このなかに取締役に関する条文は一切みられない。また、翌享和四年（一八〇四）二月には穴部組合一一か村が、先の村方に対する質素倹約令を受けて議定書を定めているが、このなかにも取締役に関する条文はみられないのである[22]。

このようにみてくると、小田原藩領における取締役は、治安や風俗取締りのために幕令に準じて設置されたものの、藩領独自の政策のなかには明確には位置づけられなかったようである。しかしながら、一定の限界はあるとしても、ともかくも自藩の支配体制に応じた取締役を設置したということは、幕政と藩政（とくに譜代藩政）との関連を考えるうえでも、また藩政そのものにとっても、やはり大きな意義を有していたといわざるをえないのではないだろうか。何よりその後文政・天保期と段階的に「取締役」制が敷かれたことを考えれば、それは単なる名称の一致にとどまるものではなく、その構想の基礎にこの寛政期の「取締役」があったことは十分に考えられることである。そこで次に文政期の取締役について

みていくことにしよう。

## 二　文政初年の藩政と取締役

前述したように忠真は、享和三年(一八〇三)に藩政の改革を宣言するが、その後大坂城代、京都所司代を歴任したこともあって、具体的な政策を遂行するまでにはいたっていない。[23] 忠真が領内の本格的な改革に着手するのは、老中を拝命して江戸に戻った文政元年(一八一八)以降のことである。

この年の一一月一四日、忠真は江戸への帰途小田原に立寄り、酒匂川の河原に領内の村役人を集めて教諭を申し渡し、あわせて「郷中奇特之もの」や「孝心もの」を褒賞するという一大デモンストレーションを行なっている。この時の教諭の内容は後に領内の村々に配布されたが、[24] この前文によると、京・大坂での勤めを終え、帰府に際して郷中を見渡したところ、何となく「近来惣して相流」れているようにみえ、このままでは困窮におよぶことは必定であり、誠に嘆かわしい次第である。老中を勤めている間は在城もかなわないので、よい機会であるから、「一体の心掛」を「荒増申諭」すというのである。

忠真の教諭は、①風俗を慎み、「世並」の弊習に流されず、「古風」を失わないこと、②困窮の元は奢りにあるので、常々慎むこと、③本業に励み、土地相応の余業を選び、藩からの「救ひ」や「用捨」をあてにせず、「諸事申付」を守ること、④「人々身の分限」をよくわきまえ、己れの「分」に過ぎたことをしないこと、⑤名主・村役人は「一村の盛衰」にもかかわることなので、とくに油断なく諸事に心掛け、「物事正路」にして、小前に非分を申しかけず、村内のことは何事も親切に心を尽くすこと、⑥藩役人の出郷に際しては無駄な出費を防ぎ、もし新たな役をかけたり、「役威」をもって「無理成相対事」や「難渋之筋」を申し付けるものがあったならば訴え出ること、の六か条からなっている。さらにこの六か条のそれぞれについては、後に郡奉行から詳細な趣意説明が行なわれた。領内の村々にはこれらをまとめたものが配布されたのである。またこれとは別に、翌文政二年(一八一九)二月には、町方に対して、その実情にあわせた趣意書が申し渡されている。[25]

この時の忠真の教諭が、その後の改革の規矩となったことはいうまでもない。ただ、このように領民に勤勉・質素・倹約といった内的統制を求め、その統轄者として村役人を位置づけ、藩役人の恣意を抑制するといった施策は、近世の法令に普遍的にみられるものである。しかしながら、これを藩主が直々に領民の前に立って申諭すというのは、この時期の村方の動揺の深刻さと、これに対する領主層の危機感の深さを物語るものであろう。さらにいえば、そうした状況に対する

忠真の改革への決意と熱意を示すものでもある。そしてこれが忠真の民政改革の宣言であったとすれば、その後の政策はまさに矢継ぎ早であった。

酒匂川の河原での教諭から四日後の一八日には、一二月より隔月の一日に、朝五ツから夕七ツまでの間、城内三の丸の御用所門前に訴状箱を設置する旨の触書が、町奉行と郡奉行の連名で出された。[26] 設置の場所が場所だけに、また記名が原則であったためにその効果の程は定かではないが、ともかくも領民の声に直接耳を傾けるような施設を設けたことは評価することができよう。

そして翌一二月には、地方の取締りを強化する組織として、改めて取締役を設置したことを伝える廻状が出された。[27] これによれば、すでに一一月一日に領内の有力な名主層が呼び出され、翌二日に取締役を拝命したことが確認できる。その際隠密の書付として、①村々の盛衰の様子、②「博奕其外悪事致候者」、③孝人・奇特人、そのほか心掛けのよい者、④諸役人の非分、⑤「御上」や、下々のためにならない「心附」などがあったら取調べて報告するように命じられたという。忠真の褒賞がこの時の報告をもとにしたものであったことはいうまでもない。この段階での取締役は、領内村々の内情を把握し、これを監視する役目を担っていたのである。そこで注目されるのが取締役の構成である。

この時取締役に任命された者を列記すれば、東筋＝上大井村名主太郎兵衛・永塚村名主仙治郎、中筋＝松田惣領名主三郎左衛門・栢山村名主七左衛門、御厨＝茱萸沢村名主孫右衛門・公文名村名主宇平治、富士筋＝松岡村組頭太曽兵衛・同惣右衛門、土肥筋＝宮上村名主又左衛門、豆州＝大仁村名主六左衛門となる。まず第一に指摘されるのは、取締役の設置範囲が東・中・西筋の三筋を基準にしていることである。この当時東筋と中筋は相模国内の領地に限られ、東筋は酒匂川東岸の五組合五〇か村前後に、現在の真鶴町から湯河原町にかけての沿岸の二組合（土肥筋組合と早川〈または片浦筋〉組合）一四か村を加えた地域からなり、また中筋は酒匂川西岸の村々に北は松田町・山北町、西は箱根町にかけての地域を含む一〇組合一〇〇か村余の地域からなっていた（図1参照）。この東・中筋にはそれぞれ二名の取締役が置かれ、これとは別に土肥筋に一名が設置されている。これは土肥筋が東筋のなかでも地域が離れているための措置であろう。また、この地域には土肥筋のほかに片浦筋と称する地域があったが、両者は一括して扱われることも多かったので、土肥筋の取締役の担当範囲に片浦筋を含んでいると考えても差支えないであろう。いっぽう西筋は駿河国・伊豆国の飛び地領であるが、ここでは「御厨」「富士筋」「豆州」と、飛び地の地域的なまとまりごとに、一～二名の取締役が設置されている。

これらの取締役が研究史のうえで「郡中取締役」と総称され、取締役の嚆矢とされていることは前述した通りである。しかしながらこれを史料上で「郡中取締役」と称した例は一例もないばかりか、翌文政二年(一八一九)六月には早くも取締役そのものの組織替えが行なわれていることが確認される。例えば茱萸沢村(現御殿場市)の名主は、その日記に「当卯倹約筋厳敷被仰出、組合取締人被仰付」と、倹約令の発布にしたがって「組合取締人」が任命されたことを記している。[28]

この時の倹約令は、「駿豆相御領分村々役共(ママ)え」として郡奉行の名で出されたものである。[29] まずこの前文では「去冬 御箇条之御趣意」、すなわち酒匂川の河原で忠真が行なった教諭六か条と、郡奉行による趣意説明の内容を徹底させることが申し渡されている。続いて第一条では、「倹約筋之儀」については文化元年(一八〇四)に詳しく申し渡したにもかかわらず、[30]「近年兎角相流」れているとして、新たに「組合限取締世話役」を設置することを命じ、第二条では「難渋」の村方を救うために企画した「難村助成趣法」の励行をうながしている。「組合限取締世話役」と「難村助成趣法」、つまり倹約取締りと難村の復興が、忠真の教諭の趣旨を具体化し、徹底させるための政策の柱として位置づけられているのである。

このうち難村助成趣法については、すでに五月に目論見書が提示されている。これによると、まず「難村助成」のための資金源として一〇か年季の講(いわゆる頼母子講)をおこす。会合は年に二度、六月と八月に開き、一回に一口一両掛けで、五〇〇口五〇〇両を集める(内一五口を藩の台所から出資)。当り籌は二口とし、

図1　相模国の組合村概念図(天保2年頃)

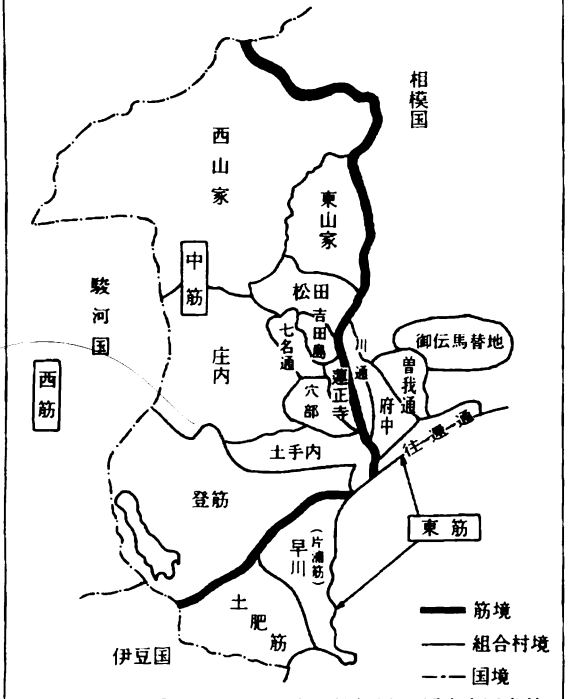


註　天保2年「御領分村々組合覚帖」(小田原市立図書館蔵 片岡文書)をもとに作成した。

一口四〇両を手取りとする。この当り■分八〇両に、「世話人并組親兼」四〇人分の手数料二〇両（一人前二分）と、必要経費（筆墨紙諸入用并世話人書役給料共）一〇両を加えた合計金額の一一〇両を差し引いた残りの三九〇両を会ごとに積金とし、これを一割の利息で難村に一〇か年季で貸付けるというのである。

さらに、趣法の世話人に対する申渡しでは、貸付金の返済に行き詰まってはせっかく「骨折立直」の手段を講じた甲斐もないので、「後年之為第一之手段」として、難村以外の村々をも含め、日掛銭の趣法を命じている。日掛銭とは、日々少しづつの銭を藩に預けて積み立てる趣法のことをいうが、「少分」でも「正物」＝現金を差し出せば「永続」とはなりかねるので、小前以下男女・子供・下女・下男などにいたるまで「手馴候仕業」によって七、八文くらいの品物を拵え、五軒ごとに取立役を定めて、その者に日々預けることとした。取立役は一五日目にこれを相応の値段で売り払い、この代銭を掛り役所に納めよというのである。

すなわち難村助成趣法は、頼母子講を核として、これに積金を組み込んで貸付金を捻出し、さらにこの延滞保証として、余業による日掛銭を積み立てるなど、いくつかの趣法を相互補完的に組み合わせたもので、基本的に在地の資金―融通に依拠した趣法であったということができよう。[31]

それでは、もういっぽうの柱である「組合限取締世話役」とはどのような性格のものであろうか。とくに前年の取締役とはどのような関係にあるのであろうか。これについては次の史料が興味深い。[32]

「　文政二己卯年　茱萸沢村
　　名主　孫右衛門

地方御役所おゐて被　仰渡候書付控
　　取締役　永塚村
六月　□仰付　名主　九左衛門
　　印野村
　　名主　八郎左衛門
　　深山村
　　名主　惣　治　郎　」

先の倹約令を書き留めた史料の表紙である。ここに書き上げられた各村の名主が取締役を「仰付」られたことは明白で、村名から西筋の御厨東方組合の取締役であることが判明する。とくに右端の茱萸沢村名主孫右衛門は、前年の一一月に取締役を命じられたメンバーの一人であることから、これに加えて永塚村・印野村・深山村の名主三名が、新たに任命されたとみて間違いないであろう。ちなみに現段階で判明する取締役を列挙すると、中筋松田組合＝松田庶子名主平治右衛門・松田庶子名主弥平太・川村岸組頭宗七（組合取締とあり）[33]、

中筋東山家組合＝弥勒寺村名主市郎兵衛・萱沼村名主弥惣治（世話役とあり）[34]、西筋御厨中筋組合＝中丸村名主吉右衛門・増田村名主治左衛門・六日市場村名主十郎右衛門[35]となる。以上から「組合限取締世話役」は、基本的に組合村の名主クラスのなかから二～四名が選出され、藩当局によって任命されたものであるといえよう。こうした取締役の組み替えが当初から予定されたものであるのか、あるいは新たに創出されたものであるかは不明である。ただ、前年の取締役の「隠密」の任務が、主に村の様子などを報告することであったことからすれば、その時点では暫定的なものであったと考えるのが妥当であろう。

なお、この「組合限取締世話役」の呼称については、史料によって異同があり、単に組合取締世話役、あるいは組合取締人、組合取締役などとも呼ばれたが、天保期の「組合取締役」と区別するために、以後「組合取締世話役」と総称することとする。

さて、この組合取締世話役に対しては、先の倹約令と同時にその心得についての申渡しが行なわれている。倹約令と同じく、忠真の教諭書を全面に押し立てながら、村々が「難渋」に陥る「根基」は、「世風」に流れ、倹約筋を忘り、ほかと「見競」って「難渋」であっても無理をして金銀を費やし、「耕作其外職之道」をおろそかにしているためであるとして、「農業は勿論、其外倹約筋厚相守」らせるようにというのである。この年の八月に申し渡された、米価の下落にともなう諸品値段や奉公人給金などの引き下げを、まず「組合取〆り役」＝組合取締世話役に伝え、さらに組合取締世話役にその取調書の提出を命じているのも、こうした趣旨を実現するための具体的な政策の一つといえよう。[36]

無駄な出費を省き、その根源となる風俗を矯正し、本業の出精をうながす。そのために百姓の生活全般を監視することが組合取締世話役の第一の職務であった。そこで注目されるのが、倹約令のなかで、「衣類・手道具、吉凶ニ付飲食・振舞・附届」など、「失費之儀無之」ように「組合又は一村限ニ申合」を立てるように命じていることである。実際これを受けた議定書として、中筋東山家組合[37]、同松田組合[38]、東筋川通組合[39]、同片浦筋土肥筋組合[40]のものが確認され、また村方の議定書としては府川村のもの[41]が現存している。東山家組合の議定書の奥書によれば、この議定書は六月二一日に開かれた「取締会合」での「申談」をもとに、改めて二九日に組合村で相談して決めたものであるという。この「取締会合」は組合取締世話役による会合とみて間違いないであろう。東山家組合以外の議定書も、いずれも奥付が「此度倹約被仰出候ニ付」といった文言ではじまっており、先の倹約令に応じて取り交わされたこと、したがって東山家組合と同様に「取締会

合」での相談をもとに取り極められたものであることは確実であろう。これらの条文を比較したのが表1である。

表1では各議定書の条文をその内容にしたがって九つの項目に分類してみた。各条文の詳しい分析はまた別の機会に譲りたいが、これらの内容が前述した倹約令の指示にしたがったものであることは明らかである。反面、その表現を含めて、各々の議定書の条文にはかなり異同のあるものがみられる。条文だけでなく、例えば東山家組合では、これを機に五か年の倹約を申し合せ、あわせて「組合談事取極之事」として、この議定とは別に、藩役人出郷の際の経費や村役人惣代の宿泊費、組合会合などの倹約について独自の議定書を交わしているのである。さらに川通組合では、議定に背いた者を組合取締世話役または村役人が「見咎メ」次第、男には五〇〇文、女には三〇〇文の過料銭を課し、これを「出銭之土台」とすることを申し合せている。

条文の内容からすれば、東山家組合と川通組合の議定書が、より「取締会合」での申し合せに近いものと考えられるが、それぞれの組合村ないしは村方に下ろされた段階で、それぞれの実情に応じてかなり吟味を重ねたことが推測されよう。表1でも明らかなように、そのなかでも片浦筋土肥筋組合の議定書はとりわけ厳しく、かつ細かいのであるが、村方の議定書である府川村の場合はそれにもまして具体的で厳しいものがある。議定の対象が、より現実的な生活の場である村であるだけにそれも当然であろう。ただ、すべての村でこうした独自の議定書が制定されたとは考え難く、たいていは組合村議定書に惣百姓が連印する程度であったと思われる。こうした議定書を取り極めること自体が、村役人の指導力や小前との力関係、あるいは危機感の差などによるものであろう。ただ、ここで問題としたいのは、こうした村議定の制定そのものが、藩の指導とはいえ、一面で組合村議定に包摂されてくる傾向がみられてくるということである。

本来こうした村議定—村掟・村法—は、村の主体性によって定められる性格のものである。それが近世後期、とくに一八世紀後半を境として、村掟の公儀へのもたれこみと村連合(組合村)議定の増加が顕著になってくるという。[42] それが村社会・地域社会の流動化、変動の所産であることはいうまでもない。これ以前にも組合村議定が存在したこと、なかでも享和四年(一八〇四)の穴部組合の議定書が、前年の倹約令を受けてのものであることは前述した通りであるが、それがこうした傾向の延長線上にあることは疑いのないところであろう。小田原藩の組合村が基本的に行政組織として上から設定されたものだけに、ここでの組合村議定および村議定の制定過程は、こうした傾向を藩の側からして一歩推し進めたものとなった。藩当局にとってみれば、議定の制定をうながすこ

とで、議定の制定過程そのものを藩の管理下におき、組合村を通じた支配を徹底させるとともに、その内容に示される百姓の「実情」を把握することができるようになるということである。もちろんすべての議定がそうだというのではないが、幕末に向けてこうした形の議定が増えてくることもまた事実である。[43]

また議定の作成主体である村役人層にしてみれば、動揺する村や地域社会の秩序を回復するために、藩の権威を後ろ盾にすることは有効であると考えられたであろう。その点では藩当局とは一定レベルで危機感を共有していたということができる。さらにその意味からすれば、例えば府川村の議定書が「分限」に応じた処置をくりかえし定めているのは、忠真の教諭書のなかで、「人々身の分限」をよく存じて、「分」に過ぎたことをしないように戒めているものと合致するものである。「倹約」という言葉の意味する内容そのものが、身分・階層的秩序を前提として、むしろこれを強化するものであったということに注意しなければならないであろう。そうした在地の側の「主体性」もまた、期待されたものの一つであったといえるのではないだろうか。一見同じような条文のくりかえしにみえる議定書も、一定の社会関係の変化のなかで、何らかの変容を受けていくものであるとすれば、文政二年(一八一九)の議定書の制定は、まさにその画期としてとらえることができるのである。一言でいえば、議定書の体制化とでもいえようか。

このようにみてくると、忠真の教諭書を基点として展開された一連の地方政策は、一つの共通した基盤のうえにたっていることが想起される。民間の資金―融通を前提にした難村助成趣法、倹約取締りを実現させるための組合取締世話役、それを在地のレベルで成文化させた組合村議定に村議定、民意を反映させることを目的とした訴状箱と、そのいずれもが在地の活力を喚起し、前提としているということである。それが領主権力の後退と裏腹の関係にあったことはいうまでもない。

近世後期の社会変動は、それ自体が在地の成長の所産でもあり、それを律することが困難となるにしたがって領主層は、次第に在地の体制に依存し、これを有効に活用する政策へと転じてくる。しかもそのいっぽうで藩財政の窮乏という深刻化した問題がある。これについては、難村助成趣法の世話人に対する申渡しのなかで、忠真が老中を勤めているので、こうした「頼母子講之類目論見」を幕府に伺い出ても、「差押へ候向も有之候得共、外ニ難村助成之道も不相見」と述べている点は示唆的である。[44]その違法性を認識しつつも、ほかに手立てがないというのである。難村助成趣法がそうしたものであったとすれば、それ自体が救恤・勧農などの領主として

| 家内儀礼 | 諸勧化 | 労働 | 村入用倹約 | 役人見廻り |
|---|---|---|---|---|
| ・仏事、葬礼酒禁止 (8)<br>・祝儀不祝儀飲食制限 (9)<br>・歳暮、年玉等付届け手軽 (11)<br>・祝儀不祝儀の際銭札利用 (18) | ・国々御師村役人にて初穂取替無用。村案内、村継人足無用 (15) | ・諸職人雇の際酒禁止 (12)<br>・男女日用は組合または最寄2組合限り (16) | ・村役人小田原御用行き(14) | ・取締役人最寄見廻り (17) |
| ・葬礼、仏事等手軽(12)<br>・婚礼手軽。音物差控え付届け禁止 (13)<br>・子供祝い惣領1人限り手軽。音物婚礼同断 (14)<br>・年始付届け、歳暮・盆の音信・贈答手軽(15)<br>・毎年正月初婚宅にて酒盛は若者宿にて (20) | ・伊勢、大山、鹿島津島、熱田、朝熊愛宕、富士、三島の御師・社人は別格、新参の御師、相対勧化等村役人にて初穂取替無用村案内、村継人足無用 (18) | ・田畑耕作除等出精 (4)<br>・孝人、奇特人、出精人等届出→寄合の節上座 (5) | ・村掛り諸役銭倹約 (6) | ・不時村役人見廻り (22) |
| ・仏事、葬礼酒禁止 (7)<br>・祝儀不祝儀飲食制限 (8)<br>・年玉、歳暮其外付届け手軽 (10)<br>・生子、雛、菖蒲刀等取遣惣領限り手軽 (13) | ・山々御師村役人にて初穂取替無用。村案内、村継人足無用 (15) | ・諸職人雇、家普請の際酒禁止 (11)<br>・男女日用は組合または最寄2組合限り (16) | ・村役人小田原御用行き(14) | ・取締役人最寄見廻り (17) |
| ・仏事、葬礼酒禁止(10)<br>・祝儀不祝儀飲食制限 (11)<br>・歳暮、年玉、諸振舞付届け減少、手軽 (14) | | ・文政元年の忠真教諭厳守、耕作出精 (3)<br>・諸職人雇、家普請の際酒禁止 (15) | | |
| ・小前の者五節句組内にて祝儀 (7)<br>・嫁取、聟取分限に応じて手軽 (19)<br>・其外元服髪置等祝い事は嫁取に準じ手軽(20)<br>・年季、仏事等も分限に応じ手軽。酒無用。其外布施、茶湯料等倹約手軽 (21)<br>・年玉、歳暮手軽 (22)<br>・産着、雛、菖蒲刀祝い惣領限り手軽 (23) | ・御免勧化は格別、相対の諸勧化、寄進、奉加等無用 (8) | ・往還、作道にて口取なき馬禁止 (4)<br>・日雇銭（男女、仕付、平日）規定。居村を差置き他村動禁止。制禁場所無用、組合限り (26)<br>・制禁場所への奉公禁止。村内を差置き他村動無用、成丈組合限り (27)<br>・奉公人仕着は高値の染め方無用(28) | ・村役人小田原御用行き(11) | |

## 表1　文政2年(1819)の議定書

| | 年　月 | 法度・条目 | 博奕・賭之諸勝負 | 諸風俗・生活 | 神事祭礼・遊興 |
|---|---|---|---|---|---|
| 川通組合<br>〈東筋〉<br>・大井町間宮恒行家 | 文政2.6.<br>18条 | ・法度厳守(1) | ・禁止。無商売者逗留禁止　(2) | ・衣類絹布禁止。婚礼の節衣類改め　＊(4)<br>・下駄、雪駄、革緒禁止　(5)<br>・手道具銀類、亀甲弊禁止　(6)<br>・日傘、蛇目傘禁止　＊(7)<br>・居酒禁止　(13) | ・神事祭礼手軽　(3)<br>・遊芸、音曲禁止　(10) |
| 片浦筋土肥筋組合<br>〈東筋〉<br>・「湯河原町史」1-No.69 | 文政2.7.<br>22条 | ・法度厳守(1) | ・禁止。無商売者逗留禁止　(3) | ・火の用心　(2)<br>・衣類厳守。手道具銀類・亀甲櫛、日傘・蛇目傘、下駄・雪駄・革緒禁止　(7)<br>・食物麁穀　(8)<br>・平日人寄飲酒禁止　(9)<br>・家作分限より手軽　(10)<br>・病人湯治の節酒肴見舞禁止　(17) | ・風祭、漁方浦祭、祝日五節句等慣み　(9)<br>・神事祭礼手軽。唄囃し目立衣類、他村若者へ酒等禁止　(11)<br>・物参りの留守見舞、音物禁止　(16)<br>・毎年正月才神御幣競手軽。子供ねだり禁止　(19)<br>・遊芸、音曲禁止　(21) |
| 東山家組合<br>〈中筋〉<br>・松田町虫沢区有 | 文政2.6.<br>17条 | | ・博奕禁止　(1) | ・衣類上着木綿　(3)<br>・下駄・雪駄・革緒禁止　(4)<br>・手道具金銀類禁止　(5)<br>・日傘、蛇目傘禁止　＊(6)<br>・居酒禁止。旅人は格別(12) | ・神事祭礼手軽　(2)<br>・遊芸、音曲、人寄禁止　(9) |
| 松田組合<br>〈中筋〉<br>・山北町鈴木隆造家 | 文政2.6.<br>16条 | ・条目、法度厳守　(1) | ・禁止　(2) | ・衣類絹布類禁止　(4)<br>・夏足袋、晒足袋禁止　(5)<br>・塗下駄、雪駄、革緒禁止　(6)<br>・祝儀不祝儀挟箱禁止　(7)<br>・手道具銀細工、亀甲類禁止　(8)<br>・蛇目傘、日傘禁止　(9)<br>・居酒禁止。若者共は自宅にて　(16) | ・遊芸、音曲禁止　(12)<br>・神事祭礼手軽　(13) |
| ※府川村<br>〈中筋〉<br>・「小田原市史」近世Ⅲ-No.75 | 文政2.8<br>28条 | ・法度厳守(1) | ・禁止→五人組監視　(2)<br>・無商売者逗留禁止　(5) | ・髪結村内禁止　(9)<br>・敷物小前の者へり取無用　(10)<br>・小前の者平日羽織禁止、吉凶の際は村役人届けの上木綿、麻限り　(12)<br>・衣類は木綿、麻限り　(13)<br>・日傘、蛇目傘禁止　＊(14)<br>・手道具、金銀亀甲類禁止　(15)<br>・足袋成丈無用、晒足袋禁止奉公人は一切禁止　(16)<br>・雪駄、下駄は麁品使用。革緒成丈無用。みご草履、薄草鞋禁止　(17)<br>・すべて不風俗禁止　(18)<br>・居酒禁止。旅人は格別。3人以上は村役人届　(24) | ・神事祭礼手軽　＊(3)<br>・遊芸、音曲、人寄禁止　(6) |

註　(　)は条数。＊印はその箇条のなかに取締役の関与に関する規定があるもの。

の責務を在地に転化、ないしは放棄することでもある。教諭書のなかで忠真が、本業に励むことをうながすいっぽうで、「救ひ・用捨を頼にいたすましく」と述べているのは、そうした意志のあらわれともみることができるのではないだろうか。これらの傾向がいつごろから藩政のなかに芽生えてくるのかという点については、今後究明していかなければならない課題ではあるが、少なくともそうした転換を決定的なものとしたこと、そしてそれを政策の基調としたところに、文政初年の地方政策の歴史的意義があったと考えられるのである。

ただ、そのような視点で組合取締世話役をみた場合、果たしてこれを実現する組織としてそれが有効であったかどうかについては、はなはだ疑問である。実際これ以後組合取締世話役の活動に関する史料はほとんどみられなくなってくる。これは組合取締世話役の機能が、倹約取締りに限定されていたために表面には表れにくいということもあろうが、やはり第一義的には組織としてそれが有効に活用できていないとみるべきであろう。そこで次に天保期の取締役について検討してみることにしよう。

## 三　文政一一年改革と取締役の再編

天保二年(一八三一)八月、東筋・中筋の取締役一四名(表4参照)は、連名で「村々取締条々」と題する箇条を藩当局に提出した。[45] この前文によると、まず「此度博奕・賭之諸勝負御法度之条々、其外万端取締之儀」について、郡奉行ならびに掛り代官から一組合に一名づつ取締役の設置を命じられたという。残念ながら史料的制約によって設置の正確な月日については明らかにできないが、この天保二年段階をもって取締役は原則的に一組合一名と定められたのである。そしてこの「村々取締条々」は、この時新たに任命された取締役に対して、所属する組合村だけではなく、他組合・他村についても「郡中自他之無差別」く監視するように命じられたことを受けて交わされたものであるという。

文政二年(一八一九)に組合取締世話役が設置された際、藩当局の指導で取締会合が開かれ、これをもとに各組合村や村々で議定書が交わされたことは前述した通りである。これに対しここでは、中筋東山家組合・同西山家組合・東筋御伝馬替地組合の取締役が連名から外れてはいるものの(表4参照)、西相模の組合村の取締役が一同として村方の取締りに関する申し合せを行ない、これを「村々取締条々」として藩当局に提出しているのである。この「村々取締条々」一五か条の各条文を表1の議定書のそれと比べてみると、かなり重複した箇条が多いことがわかる。したがって「村々取締条々」の各条文が文政二年の議定書の条文の延長線上にあることは明らかであろう。ただ、先の議定書に比べて取締役の

差配に関する規定がより厳しくなっていることは確かであるし、何よりこの申し合せを「議定」という形式ではなく、「村々取締条々」として郷中条目などの藩の法令に擬する形式で提出している点は重要であろう。それが藩の指示によるものかは不明であるが、組織替えとその権限の拡充といった取締役制の強化を受けて、本来在地の内部規約であるはずの「議定」も、ここではより統一化・集中化されたものとなり、藩権力にもたれかかっていくことになる。そこで各箇条を子細に検討してみると、いくつかの注目される箇条がみられる。

まず注目されるのは第一条目である。ここでは「御上様御法度」や「博奕・賭之諸勝負御制禁」を遵守させるために、一村限りに「誠実成者」二名を取締役として任命し、平日村方はもちろん、所属の組合内の村々をも見廻って相互に「取調」を命じるという。これはのちに村方取締役あるいは小前取締役と通称されるもので、その取締り機能の一端として禁を犯した者に対して宥免願いを出したり[46]、若者仲間の取締りを行なっていたことが確認される[47]。組合取締役の意向によって、組合取締役→村方取締役という重層的な組織を設け、郡中―組合村―村方の相互をカバーする取締り体制を敷こうというのである。

これに関連して第四条目では、村々の「若者」という「名目」を廃止するという。当時小田原藩領の村々では、若者あるいは若者仲間と称することは少なく、一般には「部屋住」と称していた。ただ、これが単なる名称の廃止に止まらないことは、明治四年(一八七一)正月に取締役が地方の取り扱い向きについて藩当局に提出した伺書のなかで、「村々部屋住・若者抔と相唱へ候義、今度廃止」したいと申し出たのに対し、藩当局が「天保度兼て被仰出も有之」るので、改めて伺うことは不条理ではあるが、年月もたち、忘却している向きもあるので「伺之通り可然」としていることからも明らかであろう[48]。実際にはこれで若者ないしは部屋住の組織そのものがなくなったわけではないが、先にも述べた通り、村方取締役が若者仲間の監視をするようになることからしても、ここで若者仲間に対する規制が明文化された意義は大きいといわざるを得ない。何よりも藩当局自身がこれを契機に若者仲間への取締りを強化したことが確認されるのである[49]。

さらに第一一条目では、「村々之内小商内致候もの共近年増長致候ニ付」として、農間の商業活動に対する規制を明確にしている点が注目される。本業を第一とすることは、忠真の教諭の柱のひとつであったが、ここでは自他の差別なく取締役の者どもより商い向きについて「万端手を入」れ、取締役が取り調べて「不心得義」があったならば商売を差止めるというように、強硬な姿勢でこれらを取締役の管理下に置こうとしているのが特徴的である。

以上のように「村々取締条々」は、内容的にはこれまでの議定書や藩当局の触書などの延長線上に位置するものではあったが、いっぽうで村社会・地域社会の変動に応じた新たな動向に対する規制をもりこみつつ、それらへの取締りに関する組織的強化を意図したものであった。そして何よりそれが、組合取締役の総意として作成されたという点で注目されるべきものであったといえよう。

ところで「村々取締条々」については今ひとつ注目したいことがある。それはこの宛先が松井恭助・森為右衛門・入江万五郎・川口渡右衛門・村田仲右衛門の五名の代官となっていることについてである。従来小田原藩では東・中・西筋の各地域に二名づつ代官を置いて支配しており、これを「筋分」あるいは「掛分」と称していた。ところがこの時期にはそうした筋分が廃止され、代官は藩領全体を管理することとなっていたのである。こうした処置は文政一一年(一八二八)から始まる「十ケ年御勝手向改革」に関連したものであった。

この年の十一月、忠真は「御勝手向不如意」を克服すべく、直書をもって抜本的な改革を行なうことを宣言した。[50] これは朱印高の四つ物成を収入の土台とし、このうち四割を「御上御入用」、六割を「御家中渡方」として財政の基本をたて、「尚又御身分を初諸般一際之御省略十ケ年」をめざすものであった。そしてこの改革宣言の前提として、八月には大規模な藩役人の削減と異動が行なわれている。

八月二六日、忠真は「御改革」にあたって「諸向御役人減」を命ずる「御主意」を下すとともに、役人の大異動を断行した。[51] この時の「役替」、とくに郡奉行以下の地方役人の「役替」については、同日付けで村々に対しても廻状が出されている。[52] 表2はこれらをもとに、確認できる範囲でこの時の任免の状況を抜き出したものである。まず注目されるのは、御勝手方年寄を勤めていた吉岡儀大夫がその任を解かれ、かわって服部十郎兵衛が新たに御勝手方頭取に任じられていることである。これに応じて御用人、そして大勘定奉行も総入れ替えとなっているが、これらは御勝手方に対するテコ入れとみて間違いないであろう。続いて地方役人については、郡奉行は千賀衛守が御免となっただけであるが、町奉行・寺社奉行は全員御免となり、あわせて代官以下の諸役人が大きく様変わりしている。地方役人についても大規模な異動が行なわれたわけであるが、それ以上に注目されるのは、地方の職制—支配体制そのものが大きく改正されていることである。その核となるのが、いくつかの役職を併合して「兼帯」することであった。

表2に明らかなように、まず実務レベルでの民政のトップとなる寺社奉行・町奉行・郡奉行の三奉行が兼帯となったのをはじめとして、代官は大川通(酒匂川)の川除方と村々堰

川除開発方の改役、および御貸物取立役を兼ねることとなった。また、これに応じて各奉行の手代も兼帯の三奉行に付属することとなり、あわせて大川通川除方と堰川除方を兼務し、そのうちの二名は浦代官をも兼帯することとなったのである。もちろんこれ以前にもいくつかの役職を兼帯することは行なわれていたが、この時の改正が重要な意味をもつのは、それが恒常的なものとして設定されたということであろう。表3に明らかなように、先の諸役人はそれぞれの「兼帯」によって役高が定められているのである。こうした兼帯によって役高が決められている役職は、御番帳入で六件、御番帳外で六件を数えるが、そのいずれにおいても民政や財政にたずさわる役方の役人が主であったことが注目される。

いうまでもなく役人の削減は、政治的・経済的に弱体化した藩経営を建て直すために、役米の支給などの経費を抑えるとともに、肥大化した組織を整備して、実務能力を高めようとするものである。こうした役人の削減は、番方・役方を問わず行なわれたが、とりわけ役方では「兼帯」、すなわち役職の統合化を進めることで、いっぽうで煩雑化した行政の処理能力を強化し、より効率化することをめざしたものと思われる。民政と財政の分野は改革の最重要課題であったがゆえに、とくにそうした措置が集中したのである。藩政における[53]いわゆるリストラともいえるものであろう。それだけにとくにこの両分野には、「兼帯」を切り盛りできるだけの有能な人材が集中的に投入されたことと思われる。実際この時登用された人材の多くは、この後の藩政を担っていくことになるのである。

いずれにしろ、これを契機として藩の地方支配は、三奉行の兼帯を軸として、代官や手代層がいくつかの役職を兼帯しながら、しかも川除方や開発方などの生産条件にかかわる部分では代官と三奉行の手代が相互に職務を担当するなど、全体として民政を管理する集中的な支配体制が敷かれることとなった。新たな兼帯代官の任命に際して「此度より筋分無之」ことが告げられたのもまさにそうした政策の一環だったのである。

とするならば、天保二年(一八三一)の取締役の再編は、こうした文政一一年(一八二八)改革からの一連の流れを受けたものといえよう。

「村々取締条々」はまさにそれを下から支えるために、組合取締役を中心として在地における取締り体制を強化しようとするものであった。それだけに問題は、この組合取締役が藩政のなかで具体的にどのような存在として位置づけられたかということである。

表4は天保二年以降の組合取締役の変遷を、連名が確認できる史料から追ったものである。まずその人名に着目すると、

## 表2　文政11年(1840) 8月の藩役人任免表

| 任免 | 役　　職 | 役　人　名 |
|---|---|---|
| 御免 | 御勝手方年寄 | 吉岡儀大夫 |
| | 御用人 | 石原五郎左衛門、高月左次馬<br>近藤吉左衛門（当勤御用人） |
| | 大勘定奉行 | 大橋利十郎、湯沢林内、平田権八 |
| | 吟味役 | 小川由右衛門 |
| | 郡奉行 | 千賀衛守（町奉行・寺社奉行は全員御免） |
| | 代官 | 神谷儀作、野崎貞六、荒川啓助 |
| | 大川通川除・村々堰川除方改役 | 杉山伴右衛門、井上龍左衛門<br>佐藤伊野右衛門 |
| | 堰川除開発方 | 村山儀平治、竹井太治兵衛、福崎善平<br>菊間鉄蔵 |
| | 大川通川除方 | 星崎大作 |
| 新任 | 御家老御勝手方頭取 | 服部十郎兵衛 |
| | 御用人 | 早川茂右衛門、堀江作助、牧島隼太<br>三幣又左衛門（三奉行兼帯） |
| | 大勘定奉行（御普請奉行兼帯） | 鵜沢作右衛門、岩崎市左衛門<br>深水程右衛門（代官他兼帯） |
| | 吟味役（大金奉行兼帯） | 川崎喜久右衛門、青柳清左衛門<br>浅沢治郎左衛門、市丸佐十郎 |
| | 寺社奉行、町奉行、郡奉行兼帯 | 竹内藤左衛門、坂部与八郎、松下良左衛門<br>三幣又左衛門（御用人兼帯） |
| | 代官、大川通川除・村々堰川除開発方改役、御貸物取立役兼帯 | 松井恭助、森為右衛門、塚部伊津右衛門、<br>川口漉右衛門<br>深水程右衛門（大勘定奉行兼帯） |
| | 浦代官、寺社奉行・町奉行・郡奉行手代、大川通川除方、堰川除開発方兼帯 | 村田沖右衛門、木立順助 |
| | 寺社奉行・町奉行・郡奉行手代、大川通川除方、堰川除開発方兼帯 | 田中伊三郎、山崎金五兵衛、小林涌右衛門<br>分部喜多右衛門、進藤碩弥 |
| | 代官手代、納方諸小奉行 | 清水仁三郎、目良貞兵衛、馬場紋吉<br>大芝甚助、洞田吉太郎 |

註　・文政8年4月「御触書并要用控」（小田原市蓮正寺　小沢俶男家蔵）。「（文政9年より願書向外留書）」（小田原市中里　原正家蔵）。文化7年より「小田原御用向日記控」（滋賀県日野町　近江日野商人館蔵山中家文書）。天保元年より「惣益一条」（小田原市立図書館蔵片岡文書）を総合して作成した。

・（　）内の兼帯の記載は天保4年「小田原領明細調　壱」「二宮尊徳全集」第14巻18頁による。

表3　天保4年(1833)の役職ならびに役高

| 役　　職（御番帳入） | 役　高 |
|---|---|
| 年寄 | 500俵 |
| 御用人 | 300 |
| 大目付 | 120 |
| 御籏奉行 | 150 |
| 御鑓奉行 | 100 |
| 御持組頭 | 150 |
| 御先手頭 | 150 |
| 箱根伴頭 | 150 |
| 根府川伴頭 | 43 |
| 寺社奉行、町奉行、郡奉行兼帯 | 200 |
| 摂河郡奉行 | 200 |
| 御目付 | 120 |
| 大勘定奉行、御普請奉行兼帯 | 100 |
| 御屋敷奉行、山奉行、御道具目付兼帯 | 78 |
| 箱根横目 | 47 |
| 御案役 | 40 |
| 箱根番士 | 43 |
| 根府川番士 | 40 |
| 矢倉沢番士 | 40 |
| 川村番士 | 40 |
| 仙石原番士 | 40 |
| 谷ケ番士 | 40 |
| 大金奉行、吟味役兼帯 | 61 |
| 代官、大川通川除・村々堰川除開発方改役、御貸物取立役兼帯 | 67 |
| 摂河代官、御賄方兼帯 | 110 |
| 摂河代官 | 60 |

| 役　　職（御番帳外） | 役　高 |
|---|---|
| 坊主組頭 | 33俵 |
| 立合役、御雑用奉行、御蔵役兼帯 | 50 |
| 右筆 | 30 |
| 浦代官、寺社奉行・町奉行・郡奉行手代、大川通川除方、堰川除開発方兼帯 | 48 |
| 山代官、御屋敷方下役、御道具目付下役兼帯 | 43 |
| 本木奉行 | 39 |
| 右筆所書役 | 30 |
| 勘定人 | 39 |
| 御厩方取扱 | 39 |
| 浜蔵役、飼料方、鞍道具預兼帯 | 35 |
| 寺社奉行・町奉行・郡奉行手代、大川通川除方、堰川除開発方兼帯 | 46 |
| 摂河郡奉行手代、開発方小頭兼帯 | 37 |
| 大工頭 | 42 |
| 大工棟梁 | 39 |
| 葺師棟梁 | 36 |
| 左官棟梁 | 36 |

註　「小田原領明細調　壱」『二宮尊徳全集』第14巻18頁より作成。

当然のことではあるが、旧来から名主を勤めていたような家柄の者が多いことに気づく。しかしながらこれ以外にも、例えば中沼組合取締役の中沼村名主田造や、田造の跡を受け継いだ雨坪村名主七兵衛が、それぞれ熊沢屋という同名の屋号をもつ新興の在方商人であることからすれば、近世後期に商業活動によって財力をつけ、名主にかけあがっていくような新興勢力についても積極的な取り込みが行なわれたことがわかる。[54] ただ、表4をみる限りでは、組合取締役の任免に際して輪番や年番などの規則性はみられない。こうした組合取締役の任命過程については、曽我通組合の取締役を勤めた曽我谷津村名主文治の事例が興味深い。[55]

曽我谷津村の文治は、組頭役を二八年勤めた後、弘化四年(一八四七)正月二八日に、「村方一同人選之上願之上」で地方役所から名主役を命じ

表4　組合取締役の変遷

| | 中筋 | | | | | | | | | | | | | | 東筋 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 組合村名 | 蓮正寺 | 吉田島 | 和田河原 | 松田（川村） | 東山家 | 穴部 | 中沼 | 苅野岩 | 西山家 | 土手内 | 登筋 | 片浦筋 土肥筋 | 東往還通 | 曽我通 |
| 天保二（一八三一） | 栢山村名主 俊助 | 金井島村名主 五左衛門 | 怒田村名主 平兵衛 | 川村向原名主 利五右衛門 | | 沼田村名主 与一郎 | 狩野村名主 幾兵衛 | 矢倉沢村名主 五郎左衛門 | | 上久野村名主 久野右衛門 | 湯本茶屋名主 定右衛門 | 五橋村名主 理左衛門 | 前川村名主 五郎兵衛 | 上曽我村名主 市五郎 |
| 天保九（一八三八） | 栢山村名主 俊助 | 吉田島村名主 源左衛門 | 墨下村名主 与惣右衛門 | 川村向原名主 利五右衛門 | | 沼田村名主 与一郎 | 弘西寺村名主 猪野右衛門 | 苅野一色村名主 重三郎 | | 上久野村名主 久野右衛門 | | | | |
| 天保一一（一八四〇） | 栢山村名主 俊助 | 延沢村名主 八郎左衛門 | 墨下村名主 与惣右衛門 | 川村向原名主 利五右衛門 | 董沼村名主 弥惣治 | 沼田村名主 与一郎 | 弘西寺村名主 猪野右衛門 | 苅野一色村名主 重三郎 | 神縄村名主 佐右衛門 | 上久野村名主 久野右衛門 | | | | |
| 嘉永六（一八五三） | 蓮正寺村名主 小沢善三郎 | 吉田島村名主 源左衛門 | 墨下村名主 加藤与惣右衛門 | 松田庶子名主 弥兵衛 | 宇津茂村名主 宇兵衛 | 穴部新田名主 与右衛門 | 中沼村名主 田造 | 苅野一色村名主 重三郎 | 川西村名主 徳左衛門 | 井細田村名主 彦右衛門 | 板橋村名主 二井丈右衛門 | 早川村名主 武左衛門 | 山王原村名主 忠右衛門 | 田島村名主 伴蔵 |
| 嘉永七（一八五四） | 蓮正寺村名主 小沢善三郎 | 金井島村名主 五郎左衛門 | 墨下村名主 加藤与惣衛門 | 松田庶子名主 弥兵衛 | 宇津茂村名主 宇兵衛 | 穴部新田名主 与右衛門 | 中沼村名主 田造 | 苅野一色村名主 重三郎 | 川西村名主 徳左衛門 | 井細田村名主 彦右衛門 | 板橋村名主 二井丈右衛門 | 真鶴村名主 台右衛門 | 山王原村名主 忠右衛門 | 田島村名主 伴蔵 |
| 安政二（一八五五） | | | | | | | | | | | | | 山王原村名主 神保忠右衛門 | 田島村名主 伴蔵 |
| | 中筋 | | | | | | | | | | | 西筋 | 東筋 | |

東筋

| 府中通 | 川通 | 御伝馬替地 | 上町 | 曽屋 | 山田 |
|---|---|---|---|---|---|
| 鴨宮村名主 六兵衛 | 金子村名主 小右衛門 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | 篠窪村名主 甚左衛門 |
| 中里村名主 原治郎左衛門 | 金手村名主 郡治 | | | | |
| 矢作村名主 宇三郎 | 金手村名主 郡治 | 雑色村名主 市郎右衛門 | 小竹村名主 四郎右衛門 | 曽屋村名主 仁右衛門 | 山田村名主 七郎左衛門 |
| 矢作村名主 宇三郎 | 金手村名主 郡治 | 雑色村名主 市郎右衛門 | 小竹村名主 四郎右衛門 | 曽屋村名主 仁右衛門 | 山田村名主 七郎左衛門 |

東筋

註　天保2年8月「村々取締書上帳」『小田原市史』史料編近世III No.13、天保9年11月「組合取締役之者より差出候書付」『二宮尊徳全集』第16巻30頁、天保11年3月「鉄炮改以後跡義控」（小田原市府川　稲子正治家）、嘉永6年7月「異国船渡来ニ付夫人馬賃金増願書上帳」（小田原市府川　稲子正治家）、嘉永7年7月「御師規定書写」『小田原市史』史料編近世III No.221、安政2年2月「御取締箇条御請書小前連印帳」『秦野市史』第3巻No.176より作成。

られた。その後三月二一日に地方役所の白渕において、郡奉行大橋儀兵衛から組合取締役を拝命するのであるが、その際大橋は「委細之義は御代官より可申聞候間、其旨相心得可致出精候」と申し渡している。これに応じて代官からは「村々取締役之義は組合自他之無差別一統同役と相心得、諸事申談、善悪折々御用席へ模様可申出候」として、一か年の給料として金一両二分を支給することが申し渡されたのである。この事例は名主役と組合取締役という二つの役職に対する藩当局の対応をよくあらわしている。最終的には地方役所から任命されるにしても、この当時の名主役が入札などによる「人選」によって村方の意向を反映する傾向が強くなってくるのに対し、組合取締役はあくまでも藩の意向によって任意に任命されるものであった。それは何より、組合取締役の給料が藩から支給されていることに端的に示されているといえよう。そこで注目したいのが組合取締役の名称である。

　本稿では組合取締役と総称しているが、当時の史料に接してみるとさまざまな名称でよばれていたことがわかる。藩当局は一般的に「組合取締役」ないしは「為惣代組合取締役」

と称することが多いのに対し、村方で作成された文書では、「組合取締役」はもとより「組合惣代」「組合惣代取締役」「取締名主」「取締役名主」といった多様な名称が確認できるのである。ここで注目したいのは、藩当局と村方の双方でこれを「惣代」としてとらえていることである。

寛政期の取締役が組頭クラスの村役人であったために、名主層の下部に位置し、したがって組合村を代表するというよりもこれに包摂された存在であったことは前述した通りである。また、前章では文政期の組合取締世話役が組織的に限界があったことを指摘した。具体的にいえば、組合村ごとに複数の名主を組合取締世話役として配置するということ自体が、とくに他の名主層とは並立する存在であっただけに、組合村運営における意志決定の面で求心力に欠けていたことが想起されるのである。藩当局は組合取締世話役を組合村の「惣代」としては位置づけていなかったし、そうしたものとしては機能しなかったということである。それゆえに、多極化する在地の状況に対応できず、期待したほどの成果をあげえなかったことが考えられる。それが天保期における取締役の組織替えを必然化させたとすれば、一組合に一名づつの組合取締役を任命するということは、単に数だけの問題ではなく、何よりも取締役が「惣代」として組合村を代表し、藩の政策を遂行する核として機能することを求められたということを示すのではないだろうか。もちろんこれ以前にも組合村から「惣代」を出すように命じられたことはあったが、資料上でみる限り、それが恒常的なものであったとは考えられない。言い換えれば、取締役に対する恒常的な「惣代性」の付与こそが、天保期の取締役再編のもっとも重要な意義であったと考えられるのである。実際この後取締役の組織は、地方支配のなかで中心的な役割を果たし、まさにそうしたものとして機能することになるのである。

## 結びにかえて

大久保忠真による藩政改革期の地方政策について、取締役＝中間支配機構の設置とその変遷を軸として検討してきた。小田原藩の取締役制には三つの段階が措定されるが、それはそのまま改革の展開過程と軌を一にするものであった。以下その変遷について整理しておこう。

小田原藩において、村方取締りの機構として「取締役」と称する役職が村役人のなかにはじめて設置されたのは寛政一〇年(一七九八)のことであった。これは幕府による同年の「取締役」設置令に応じたもので、藩では自領独自の組合村ごとに組頭クラスの村役人を若干名任命したものの、これを自藩の政策のなかに積極的に位置づけることはなかったようである。これに対して、藩独自の政策として取締役が設置さ

れるのは文政初年のことである。忠真は文政元年(一八一八)に老中に就任したことを契機に、六か条の教諭書を下して本格的な民政改革に着手した。その一環として同年暮れには領内の東筋・中筋といった行政区域、および西筋については飛地領のまとまりごとに一～二名の名主を取締役として任命している。そして翌文政二年六月には倹約令の発布にともなってこれを拡充し、名主クラスの村役人を「組合取締世話役」として一組合に二～四名づつ任命したのである。ただ、この組合取締世話役自体は意図したようには機能しなかったとみえて、天保二年(一八三一)に改めて一組合に一名づつの「組合取締役」を設置している。これはまた、文政一一年(一八二八)から始まる一〇か年改革における地方支配体制強化の流れを受けてのことであった。

このようにみてくると、こうした取締役の変遷は、取締役という機構が藩政の展開のなかで次第にその比重を増し、地方の役職としては他の村役人層より突出してくる過程とみることができそうである。それは組合取締役が「惣代」として位置づけられた点にひとつの帰結をみいだすことができよう。そしてそれ自体が、藩政における地方政策の転換を象徴するものと考えられるのである。

忠真の地方政策は、在地の負担に依拠する方向に明確に転換したこと、そしてそれを政策の基調とした点にもっとも大きな意義があった。具体的な諸政策については本稿で明らかにした通りであり、改めて整理することは控えるが、文政元年(一八一八)の忠真の教諭書はまさにその画期としてとらえるべきものであろう。さらに文政一一年(一八二八)から始まる一〇か年改革は、その主眼が財政改革にあったにしても、それはまさに藩政全般におよぶものであり、とくに役人の削減と役職の統合化は、経費削減と行政の処理能力を効率化・強化することをめざしたものであったと考えられる。その一環として地方支配の体制もより集中化・強化されていったのである。こうした過程のなかで、村役人層も近世後期の社会変動に対処すべく、取締役を中心として藩権力への接近を強め、その支配を下から支える体制を自ら指向するようになってくる。議定書の体制化はそうした傾向をもっとも顕著に示すものであったといえよう。

そこで次の問題は忠真後の藩政ということになるが、ここで考慮したいのは、組合取締役に関する限り、史料的には質・量とも忠真以後のほうが優れているという事情である。本稿では忠真期の組合取締役の具体的な機能や活動についてはほとんど触れることができなかったが、これは史料的制約によるというよりむしろ、忠真以後の方が取締役制を積極的に活用していったことを示すものである。それがどのように展開していくのか、その機能や果たした役割を幕末・維新期

の社会変動における藩政の展開とからめて究明していく必要があろう。また、取締役はもとより、組合村の村役人層、さらには小前層がそのなかでどのような動きを示すのか、組合村という行政枠を下から支え、あるいは改変していくようなさまざまな在地の動向を究明していくことも重要な課題である。これらの点については、また稿を改めて詳しく述べていくこととしたい。

**註**

(1) 『神奈川県史』通史編3　近世(2)。岩崎宗純・内田清・内田哲夫著『江戸時代の小田原』（小田原市立図書館叢書2）など。

(2) 幕府の文政改革の時期には忠真が老中を勤めており、そのことが幕府、小田原藩双方の改革に与えた影響についても興味がもたれるところである。また、一時期とはいえ「改革御手限り」の小田原藩領内でも関東取締出役の活動がみられる点も留意しておく必要があろう。これについては別稿で論じたことがあるので参照されたい（拙稿「天保期の幕府鉄砲改めについて—小田原藩領を事例として—」『湘南史学』第一〇号）。

(3) 久留島浩「郡中惣代の機能について」『信濃』第三〇巻第五・六号、「直轄県における組合村—惣代庄屋制について」（『歴史学研究』一九八二年度別冊特集）、「村と村の関係—組合村（村連合）研究ノート—」『歴史公論』九など。なお、研究史の整理については、大塚英二「郡中議定になぜ注目するのか」『新視点日本の歴史』5　近世編（新人物往来社）を参照されたい。

(4) 個別藩領の研究としては、下総佐倉藩の研究がある（木村礎・杉本敏夫編『藩代藩政の展開と明治維新—下総佐倉藩—』文雅堂銀行研究社）。

(5) 前掲註1参照。

(6) 箱根町仙石原　勝俣栄治家蔵　寛政一〇年五月「御配府写帳」。

(7) 『御触書天保集成』下　五五三三号。

(8) 安永一〇年三月「組合申合之事」『小田原市史』史料編近世Ⅲ　藩領2　三七号文書（以下『小田原』Ⅲ三七号と略す）。寛政元年三月「申渡」『神奈川県史』資料編5近世(2)六五号文書（以下『県史』資5　六五号と略す）。なお、前者については後の穴部組合、後者については川通組合と思われる。

(9) 『牧民金鑑』上巻　二九〇頁および『日本財政経済史料』巻二　一一〇〇頁による。

(10) 岩田浩太郎「寛政改革と『取締役』設置」『東京学芸大学　近世史研究』第三号。なお、近年牛米努氏が代官伊奈友之助支配下においては、すでに寛政五年の段階で、幕領・私領の取締りのために「郡中取締役」が任命されていたことを明らかにされている（「明治維新と石川家」多仁照広編『多摩自慢石川酒造文書』第五巻解説）。また、小松修氏は近年の組合村や中間支配機構研究の成果を受けて、とくに寛政期の「取締役」制についての事例紹介と問題提起を行なっている（「寛政期の『取締役』制について—多

摩地方を中心に―」多摩川流域史研究会編『近世多摩川流域の史的研究（第二次研究報告）』）。

(11) 『御触書天保集成』下　四六四四号。

(12) 前掲註10岩田論文。その他各地の自治体史などによって確認した。

(13) 西沢淳男「近世後期佐久御影陣屋の取締政策について―関東との関係から見て―」『信濃』第四一巻第二号。また信州における取締役の実態については、湯本豊佐太氏の研究がある（「信州中野天領における『取締役』制」『信濃』第二五巻第二・五号）。

(14) 『牧民金鑑』上巻　二九一頁。

(15) 前掲註13西沢論文。

(16) この点については個別藩領を含めた総体的な施行状況の検討が必要であるが、同時に関東取締出役や寄場組合の設置にいたる過程についても、さらなる検討が必要であろう。また、寛政一〇年の取締役設置の指導者の一人である勘定奉行石川忠房が、文化二年の関東取締出役設置、文政一〇年の寄場組合設置のそれぞれの時期にも勘定奉行としてかかわっていたことも注目されよう。とく関東取締出役の設置の際には関東取締代官や関東取締出役の諮問に答える立場にあったことが確認できる（「地方落穂集」追加巻之四～七『日本経済叢書』巻九　四五四～六二三頁）。

(17) 前掲註6史料。

(18) (19)『御殿場市史』第一巻　五三二頁（以下『御殿場』一　五三二頁と略す）。なお、同市史の通史編には若干の記述がある。

(20) 『二宮尊徳全集』第一五巻　三八〇頁。

(21) 『県史』資5　六七、六八号。

(22) 『県史』資5　二一一号。

(23) とくに地方に対する政策としては、文化期に国産の奨励がみられる程度である（『県史』資5　二一二～二一四号など）。

(24) 『南足柄市史』2　資料編近世(1)一〇号文書。

(25) 小田原市立図書館蔵小田原有信会文庫「近世小田原史稿本　下」。

(26) 『御殿場』一　五九二頁。

(27) 『御殿場』一　五九三頁。

(28) 「ぐみ沢村の「名主日記」」（御殿場市史史料叢書1）八八頁。

(29) 『小田原』Ⅲ一〇号。「難村助成目論見趣法」と題するこの史料には、倹約令のほかに難村助成趣法の目論見と世話人への申渡し、および組合取締世話役への申渡しがおさめられている。一般的に文書ではこれらをセットとして配布したようである。以下これらの政策に関する記述は同史料による。

(30) 文化元年の倹約令の具体的な内容を示す史料については、現在のところまだ確認されていない。

(31) その後こうした趣法は、幕末にかけて小田原宿無尽や箱根宿無尽、組合主段講、難村取直趣法、筋ごとや組合ごとの非常備金趣法など、さまざまな形で展開していくことになる。いわゆる報徳仕法についてもこうした政策の一連の流れのなかに位置づけていく必要があろう。

(32) 御殿場市茱萸沢　江藤素彦家蔵
(33) 山北町山北　鈴木隆造家蔵　文政二年六月「組合定」。
(34) 松田町虫沢区有蔵　文政二年六月「倹約被仰出書、議定共写」。
(35) 「山の尻村の「名主日記」」（御殿場市史史料叢書2）二〇三頁。
(36) 「県史」資5　七四号。
(37) 前掲註34に同じ。
(38) 前掲註33に同じ。
(39) 大井町金子　間宮恒行家蔵　文政二年六月「組合村々倹約取締小前御受印帳」
(40) 「湯河原町史」第一巻　近世資料編　六九号文書。
(41) 「小田原」Ⅲ　一一号。
(42) 水本邦彦「村掟と村の秩序―庶民の慣習法―」「週刊朝日百科　日本の歴史」8　近世Ⅱ。
(43) 例えば小田原地方では、質地請戻し慣行が藩法と対立しながら村法として広く成立していたことが知られている（白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」「歴史学研究」五五二号）。こうした「村法」と本稿で分析したような「議定書」との相克も興味深い課題である。また、これ以降の新たな動向として、組合村が相互に連合して作成する議定書が表れてくるのも特徴的である（嘉永七年七月「御師規定書写」「小田原」Ⅲ　二二一号など）。これらについてはいずれ稿を改めて論じてみたい。
(44) 前掲註29史料。なお、当時の領主層の頼母子・無尽の実態と幕府の対応については、藤田覚「水野忠邦」（東洋経済新報社）に詳しい。また同著では、大塩平八郎の問題から、小田原藩や老中としての忠真の動向についても検討されている。
(45) 「小田原」Ⅲ　一三号。
(46) 小田原市府川　稲子正治家蔵　天保九年一一月「当村佐平治倅綱吉手鎖御願書控」。
(47) 拙稿「若者仲間と若者条目」「史談足柄」第二八集。
(48) 「秦野市史」第三巻　近世史料2　三一〇号文書。
(49) 「山の尻村の「名主日記」」（二七五頁）には、天保三年正月に、御厨で祭礼が多いことに関して若者仲間が藩当局の取り調べを受け、村々の若者が大量に処罰されたことが記されている。
(50) 「二宮尊徳全集」第一五巻　三八〇頁。
(51) 「御家中先祖並親類書」1（小田原市立図書館　郷土資料集成4）一五三頁など。
(52) 小田原市蓮正寺　小沢俶男家蔵　文政八年四月より天保五年一一月「御触書并要用控」、小田原市中里　原正家蔵「（文政九年より願書向外留書）」など。
(53) この時の役替で御用人に任じられた牧島（槙島）隼太は、後年の回想録で御勝手方年寄吉岡儀大夫以下の任免について記述し、「其外兼役多ニ相成、御免之者多有之候」と当時の様子を述べている（小田原市立図書館蔵片岡文書　天保元年より「惣益一条」）。
(54) 中沼村の杉本田造家が質屋を開業したのが文政二年、醤油醸造業を開業したのが嘉永二年で、雨坪村の矢野七兵衛家が雑貨から呉服までを取り扱う熊沢屋を創業したのが安

永元年のことであるという（『南足柄』2　一六〇・二二九号文書などの解説参照）。

(55)　小田原市曽我谷津　原正家蔵　弘化四年一一月より「御領主・御殿様御役筋御祢美并二代様共御休寓恐悦記録帳」。

（小田原市史嘱託員）